

鈴木委員提出資料

第 8 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 30 日)

伝統的構法に関する追加意見

委員 鈴木 祥之

伝統的構法の木造建築物については、現在の建築基準法などでは厳しい状況におかれていることから、実務者から多くの意見が寄せられている。それらをもとに改めて意見を述べる。

1. 伝統構法の建築確認及び検査の円滑化

1) 確認申請の受理

現在、伝統構法木造建築物を限界耐力計算によって確認申請を行い、構造計算適合性判定のもとに建築確認がなされているが、特定行政庁及び民間検査機関によっては確認申請が受理されない事態が依然として生じている。

2) 確認申請図書の煩雑さ

一方、確認申請の申請者側にとっても、限界耐力計算による申請では、構造安全性にかかわる検討項目も多く、申請図書を整えるのが難しい状況である。

以上の状況から、施主が伝統構法の家を希望しているにも関わらず、限界耐力計算ではなく壁量計算による確認申請を余儀なくされている事例も多い。壁量計算によれば仕様規定が適用されるため、伝統構法ではなくなる。

確認申請が受理されない事態に対しては、確認申請の円滑化を図る意味において国土交通省からの行政指導が望まれる。また、構造安全性にかかわる検討項目では、特に限界耐力計算は大規模な建物を想定しており、4号建築物相当の伝統構法には不必要な項目も見られるので整理が必要である。

2. 建築確認及び検査の簡素化

伝統構法の建築確認及び検査に関するアンケート調査（参考として調査結果の一部を添付）からも分かるように、実務者の多くから以下の要望がある。

1) 構造計算適合性判定の省略

4号建築物相当の伝統構法木造建築物の建築確認及び検査において、構造計算適合性判定の省略など簡素化が実務者の多くから要望がある。

しかし、構造計算適合性判定を省略した場合、確認機関において安全性の審査を行なう必要があるが、現在の構造計算適合性判定で行なわれているのと同様の審査を求めるのは難しい面があるので、伝統構法および限界耐力計算に精通していなくても、審査の重点項目と結果が適正なのかをチェックするためのマニュアルの作成を行なった上で、審査担当者に講習を実施すれば確認機関で審査が可能になると考えられる。

2) 地震力・風圧力以外の検討の省略

構造安全性にかかわる検討事項のうち、木造建物では計算に依らずとも自明なことに関しての審査を省略するなどの簡素化についても実務者の多くから要望がある。

3) 簡易な設計法

4号建築物（壁量計算による在来工法）のように、建築確認及び検査が容易な設計法（仕様規定を含む）が望まれている。この仕様規定を伝統構法にふさわしいものにするならば、伝統構法の良さは生かされる。なお、このような簡易な設計法は、「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会における検討課題の一つとなっているが、設計法の構築にはある程度の検討期間が必要である。

その他に、設計者や施工者の責任を重視した上で、構造規定を簡素にするなど確認申請を容易にすることも望まれているが、現行法のもとでは難しく、今後の課題である。

参考

「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会 第1回フォーラム「つなげます 伝統構法」（平成22年6月5日、ひと・まち交流館京都）で実施された伝統構法の建築確認及び検査に関するアンケート調査結果の一部を以下に示す。

伝統構法の建築確認・適判などのアンケート調査

回答者の職業・年齢

| 職業 | | 20代以下 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 計 |
|---------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 施工者 | 大工 | 2 | 4 | 5 | 4 | 1 | | 16 |
| | 現場監督 | | 1 | | 2 | 1 | | 4 |
| | その他 | 1 | 1 | 1 | 3 | | | 6 |
| 木材関係 | | | 2 | | 1 | | | 3 |
| 建築士 | | 3 | 15 | 25 | 29 | 29 | 4 | 105 |
| 研究者・教員 | | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | | 11 |
| 行政・審査機関 | | 1 | 3 | 2 | 6 | 1 | | 13 |
| 学生 | | 9 | | | | | | 9 |
| その他 | | 4 | 3 | 3 | 3 | | | 13 |

有効回答数合計 180

伝統構法木造住宅の確認申請は、4号規模であっても限界耐力計算を行った上で適判の審査が必要となっていますが、どのような形が一番望ましいと思いますか。

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 現在のままでよい | 2 |
| 2 | 適判の審査は構わないが、木造建物として明らかなことに関しては審査を省くべきだ | 17 |
| 3 | 限界耐力計算を行っても、適判ではなく地域の審査機関での審査が可能になるようにするべきだ | 51 |
| 4 | 多少制約があっても伝統構法にあった仕様規定をつくり、他の4号木造建築と同じように簡易に申請ができるようにするべきだ | 72 |
| 5 | 建築基準法の考え方を大きく変え、設計者や施工者の責任を重視した上で、構造規定などは他の建物で行われている申請よりもさらに簡素にすべきだ | 36 |
| 6 | わからない | 13 |
| 7 | その他 | 10 |
| 8 | 無回答 | 9 |

有効回答数合計（複数回答あり） 210

アンケートの最終結果は、「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会のHPに掲載。<http://www.green-arch.or.jp/dentoh/>